

社会保険労務士からの三方一両得だより

令和8年6月20日 第201号

宇都宮美術館に行ってきました

絵画好きのスタッフから、「お客さんが少ないのでゴッホの絵をじっくりと見る事ができるんですよ」とお勧めされたので、宇都宮美術館の「ゴッホの跳ね橋と印象派の画家たち」という展覧会に行ってきました。芸術にはとんと疎いのですが、たまに美術館などを訪れて素養の向上を図っております。いい加減いい歳なもので。

一つ一つじっくり見ると疲れてしまうので、展示室(35作品くらい)ごとにさっと歩いて、気にな



ったものだけ数点をじっくり見るスタイルで鑑賞してみました。さすがにゴッホの作品の前では、人が途切れることはありませんでしたが、それでもストレスなくじっくりと見る事ができました。全作品撮影可なので幾つか撮りましたが、見返すと印象がちょっと違い、生で見る価値を少しだけ感じる事ができました。今でも印象派について説明することはできませんが。

私の一押し ヴェルサイユ近郊の工事風景。

今回珍しい体験をしました。チケットを買う時には「来場者1万人突破」と表示されていたのですが、帰りには2万人突破に表示が変っていました。記念すべき2万人目の来場者と、きっと館内ですれ違っていたはずですが、セレモニーは無かったようですが、チケット売り場で「あなた2万人目ですよ」と伝えるのでしょうか。売り場の方に聞けばよかったです。



妻の一押し 霧の中の崖の家。



もっと成長してからでも良いようです。

先月号でお伝えした、絶好調だったスナックエンドウですが、台風で、どんどん成長していた部分が吹き飛んでしまい、一気に終了となりました。自然には勝てません。仕方なし。畑の隣は林でして、竹も少し生えています。例年こちらの畑にタケノコが頭を出すものの、食べられないものだと思っただけですが、実は食べられることが判明。茹でて食べると、渋みも無くておいしいです。

我が家の畑

同一労働同一賃金ガイドラインが改正されます

令和8年4月28日に同一労働同一賃金に係る改正省令・告示が公布され、改正同一労働同一賃金ガイドラインが令和8年10月1日から適用されます。このガイドラインは、正社員と非正規雇用労働者(パートタイム労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)との間で待遇差が存在する場合に、どのような待遇差が不合理、あるいは不合理でないのか、原則となる考え方や具体例、留意事項を示すものです。

◆ガイドライン改正のポイント

裁判例の蓄積などを踏まえて記載が見直され、明確化や充実が図られているほか、新規に追加された内容もあります。特に、各種手当(退職手当、無事故手当、家族手当、住宅手当等)や福利厚生(夏季冬季休暇、褒賞等)について、具体的な考え方や例示が追加されています。

また、改正省令により、非正規雇用労働者を雇い入れた時の労働条件明示事項について、現行の明示事項に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が追加されます。

説明の際は、「資料を活用し、口頭により説明する方法」または「説明すべき事項を全て記載した分かりやすい内容の資料を交付する等の方法」により行います。



企業においては、非正規雇用労働者からの説明請求への対応が一層重要となります。各種手当や福利厚生を支給基準の見直し、就業規則の点検、説明体制の整備が欠かせません。ガイドラインに基づき、厚生労働省が公表する関連書式やリーフレットも活用しながら、早めの確認と対応を進めましょう。ガイドライン改正に対応したモデル労働条件通知書は、厚生労働省により公開されています。

当事務所のお客様へは、年度更新、算定基礎届提出作業が完了する、7月中旬以降に、9月末までに労働基準監督署への届出が完了するように順次ご案内する予定です。